

鳥インフルエンザ経営再建保険制度加入依頼書

制度加入者様の確認・同意欄に誓約・同意のうえお申込みください。

①制度加入者

法人の場合は、法人名および代表者役職・氏名をご記入ください。個人の場合は、加入者様ご本人をご記入ください。

加入者情報入力欄。会員番号 12345、住所 東京都港区新橋一丁目18番6号、会員名 株式会社KYOEIファーム、代表者 共栄 太郎、TEL 0123-45-6789、FAX 0123-45-6789。確認・同意欄に捺印済み。

確認・同意欄

下記事項を確認・同意のうえ鳥インフルエンザ経営再建保険制度への加入を依頼します。また、告知内容は事実と相違ありません。
・私は、貴会が定める「鳥インフルエンザ経営再建保険制度取扱要領」の各条項を了承し、取扱要領6（加入手続き）の規定に基づき、貴会が共栄火災海上保険株式会社を幹事会社として契約を締結する「鳥インフルエンザ経営再建保険」の保険契約への加入を依頼します。
・取扱要領（重要事項説明書）の『契約概要のご説明』および『注意喚起情報のご説明』を受領し内容を理解しましたので、確認・同意のうえ加入を依頼します。
・加入申し込み後、鳥インフルエンザ補償の合計保険料によっては、総支払限度額が最大12億円から減額となる場合や保険制度が中止となる可能性があります。
・補償開始後（令和7年10月1日以降）は、加入の取消や脱退をした場合でも、保険料の返還は行いません。予め同意の上、お申込みください。
・総支払限度額については保険始期後配布される加入者証にてご案内をします。

注意事項

- 告知の内容が正しくないと、「告知義務違反」として、ご契約が解除になったり、保険金が支払われないことなどがあります。
◆本保険制度の加入者は、採卵を業とする一般社団法人日本養鶏協会の会員とします。
◆保険開始日時点において、都道府県知事による移動制限命令が解除されていない農場については、当該移動制限が解除された日、また、家畜伝染病予防法に基づく殺処分命令を受け、経営再建許可を得ていない農場については、当該許可を得た日から本保険の効力が発生します。
◆保険期間の途中で、加入者が保険制度から脱退した場合でも、加入者が既に支払った保険料は返還いたしません。
◆黒のボールペンで楷書にてご記入ください。（消せるタイプのボールペンはご使用いただけません。）
◆赤枠の箇所をご記入、修正ください。（修正液等はご使用いただけません。）
【機械印字記載の内容に訂正がある場合】二重線で訂正いただき、ご提出ください。
【手書き箇所訂正がある場合】二重線で訂正のうえ、訂正印を捺印のうえご提出ください。

②加入明細

下表（加入農場一覧）には、昨年度の契約内容が反映されています。加入羽数等告知内容に誤りがないかご確認ください。

【加入農場の情報に誤りがある場合】対象箇所を二重線で訂正の後、正しい情報をご記入ください。修正箇所が多く、記入が困難な場合は、新規加入者様用の加入依頼書兼告知書にご記入のうえ、ご提出いただいても構いません。【鳥インフルエンザ補償の場合】加入者が複数の都道府県に農場・鶏舎を所有する場合は、都道府県単位で加入のご選択が可能です。また、都道府県別に所有する全ての農場・鶏舎を対象として加入することとし、同一都道府県内における一部農場・鶏舎のみではありません。農場ごとにご加入のご選択が可能です。【養鶏の場合】同一都道府県内の全農場加入の制限はありません。
※農場所在地は、家畜伝染病予防法第1条に基づき、住所を正しくご記入ください。

加入農場ごとにご加入プランを選択ください。

加入農場一覧表。表にはNo.、農場名、所在地、鶏舎の形態、加入プラン、区分、加入申告羽数、鳥インフルエンザ補償、自然災害補償、熱波・寒波補償の欄があり、具体的な数値と金額が記載されている。

加入申告羽数とは、加入時に当該農場で飼育している羽数ではなく、保険期間中にその農場で飼養が見込まれる

実際の飼養羽数が、79, 912羽の場合、100羽未満切り上げとする。

自然災害補償、熱波・寒波補償へ加入を希望される方は、加入申告羽

合計金額が変わる場合、二重線で訂正のうえ、空きスペースに正しい保険料をご記入ください。

③告知書

この告知書による告知内容は、運送保険普通保険約款第16条（用）第9条（被保険者の告知義務）に定める保険契約申込書

なお、保険会社は、告知内容により加入の可否について審査します。また、告知内容が事実と相違ないことがありません。

「ご記入日」と、質問事項No. 1～9すべてをご記入・ご回答ください。今回加入を申し込むすべての鶏舎を対象として、「はい」または「いいえ」のいずれかに○をしてください。なお加入する鶏舎の内、1鶏舎でも質問の内容に該当しない鶏舎がある場合は、「いいえ」としてください。

ご記入日（加入依頼日・告知日） 令和 7 年 8 月 29 日

告知事項表。No. 1-9の質問事項と告知内容、回答欄（はい/いいえ）があり、右側に追加告知事項①（農場名）と②（改善命令）の記入欄がある。

（加入農場一覧の留意事項）

- ※1）本保険制度における成鶏、育成鶏の区分は以下のとおりです。【成鶏】120日齢以上の鶏。【育成鶏】120日齢未満の鶏。（※雛も含まず。）
※2）加入申告羽数…保険期間中に加入農場で飼養が見込まれる最大羽数をいいます。増羽予定の場合は、増羽後の飼養羽数で加入してください。
※3）保険料…農場毎、区分単位にまとめて計算します。合計保険料を最下段にてご確認ください（ご記入）ください。
なお、自然災害補償、熱波・寒波補償については加入を希望される場合に保険料をご記入ください。